



公益財団法人 ヒューマンサイエンス振興財団

# 動物実験実施施設認証センター

Center for Accreditation of Laboratory Animal Care  
and Use  
Japan Health Sciences Foundation

これからの動物実験のために



## はじめに

これまで、我が国の動物実験は、各実施機関による機関内規程や動物実験委員会による実験計画の審査等、各実施機関の自主管理体制により管理されてきました。しかし、その自主管理体制は外部から認識され難い状況でありましたので、2004年7月、日本学術会議より、提言、「動物実験に対する社会的理解を促進するために」が出され、その中で動物実験の統一ガイドラインの制定と統一ガイドラインに基づく動物実験の自主管理の適正性を評価する機関の設置が提言されました。

2005年6月には動物愛護管理法が改正され、動物実験について3Rの理念が明文化されると共に自主管理体制が支持されました。そして、2006年6月には厚生労働省より「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（以下、「基本指針」）」が通知されました。

当財団は、保健医療、医薬品、医療・福祉機器、生活衛生に関連する先端的・基礎的科学技術の振興をはかり、人類の健康と福祉に寄与することを目的としており、動物実験においても適正な実験の推進に貢献することは財団の目的に合致していることから、2008年4月に動物実験実施施設認証センターを発足させ、「基本指針」への適合性を評価する認証事業を開始いたしました。

2015年8月末現在、当センターでは国内94施設に対し動物実験施設の認証を行っております。この間、2012年9月に動物愛護管理法が一部改正されておりますが、その際の衆参両院での付帯決議では3Rの実効性の強化等による実験動物の福祉の実現と、将来の実験動物取り扱いに係る法制化を見据えての検討の継続が謳われています。

3R：代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）

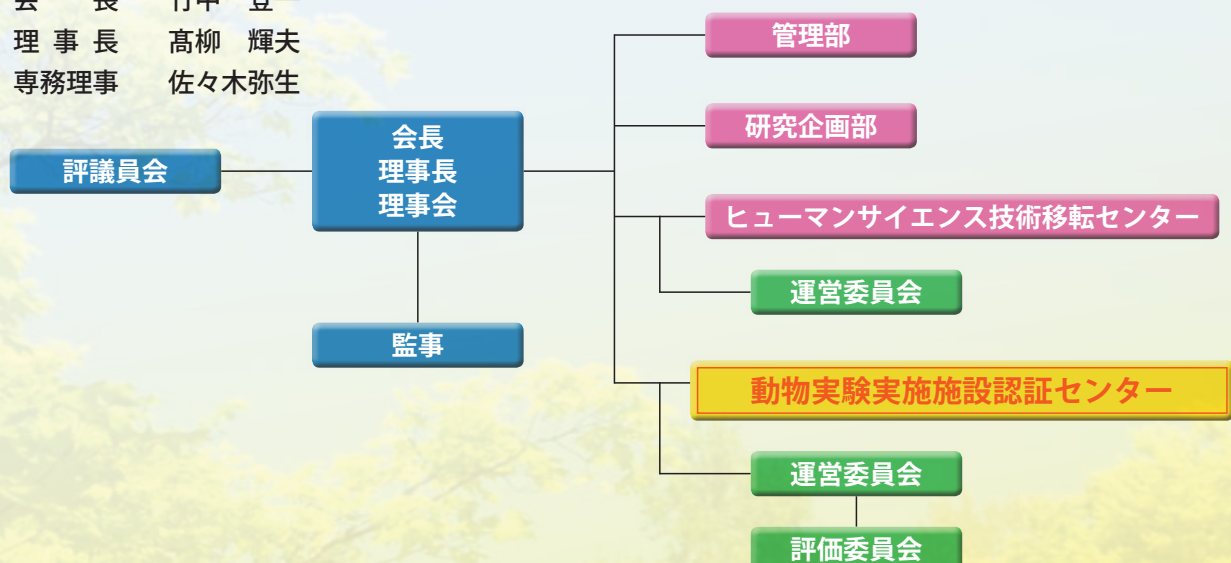
## 発足の経緯

2007年 8月	HS 財団における新規事業として実施に関する検討開始
2007年 11月	HS 財団内に「動物実験第三者評価準備委員会」発足（5回の審議）
2008年 4月	準備委員会の検討を基に「動物実験実施施設認証センター」発足
2008年 7月	認証申請の受け付け開始
2009年 3月	認証施設4ヶ所を認証

## 組織図

{役員}

会 長 竹中 登一  
理 事 長 高柳 輝夫  
専務理事 佐々木弥生



## 評価制度の概要

### 1. 制度の位置付け

本制度は、我が国において自主管理として求められている「基本指針」への適合性の評価であり、動物実験実施施設の自発的な意思による申請に基づき、書面及び実地評価を実施します。

### 2. 制度の目的

厚生労働省の所管する動物実験実施施設における動物実験等（動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう）の実施に関し、「基本指針」への適合性を評価・検証します。これにより、動物実験等の自主管理の促進及び動物愛護に配慮しつつ、科学的観点に基づく動物実験等が適正に実施されることを促すことを目的としています。

### 3. 評価方法と流れ

申請者から提出された自主評価結果に基づく「書面評価」と動物実験施設を訪問して実施する「実地評価」により評価を行います。評価結果を認証評価委員と事務局で取りまとめ、動物実験実施施設認証センター評価委員会において評価を行います。評価委員会の評価結果に基づき、認定証および評価結果報告書が申請者に送付されます。最高決定機関である運営委員会には、評価委員会での評価状況が毎年2回報告され、制度運営についての検討が行われます。

### 4. 評価基準

「基本指針」への適合性

### 5. 認証の有効期間

3年間（更新の場合には、再度評価を実施します。）

### 6. 評価対象施設

「基本指針」が適用又は準用される施設及び「基本指針」に基づき、動物実験等を実施し、外部評価を希望する施設。施設の種類、例えば設備や実施している動物実験等の内容を踏まえて評価する必要があることから、申請者ごとではなく、施設ごとに評価を実施します。

### 7. 手数料（表示額は税抜き）

#### 1) 評価手数料（評価に要する人件費、旅費等の実費）

評価申請後、施設の規模を踏まえ、調査日程を勘案して手数料額を連絡いたします。

（積算例：関西地区 約60万円）

#### 2) 登録料（制度の運営費の応分の負担分）

評価実施後、評価委員会で認証の評価がなされた後、請求いたします。

動物飼育施設面積 1000平方メートル以上 100万円、1000平方メートル未満 85万円

評価対象となる施設を複数箇所所有されている申請者の場合、2施設目から登録料は半額となります。

国の機関等のアカデミックディスカウント、施設面積の算定方法など詳細は事務局までお問い合わせください。

## 評価・認定のフロー



詳細は財団のホームページをご参照ください  
U R L : <http://www.jhsf.or.jp>

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-11-1 ハーブ神田ビル4F  
公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団内  
動物実験実施施設認証センター  
TEL: 03-5823-0361 FAX: 03-5823-0363  
e-mail: [hscaa@tyo.jhsf.or.jp](mailto:hscaa@tyo.jhsf.or.jp)

JHSF:CALAC